

地域特性と区会規約の関連性に関する考察

著者	花里 俊廣, 渡 和由, 藤井 さやか
雑誌名	環境情報科学 学研究論文集
巻	32
ページ	233-238
発行年	2018-12
URL	http://hdl.handle.net/2241/00157916

doi: 10.11492/ceispapers.ceis32.0_233

地域特性と区会規約の関連性に関する考察

Study on the Relationship between Regional Characteristics and Association Rules

温井 達也*・王尾 和寿**・渡 和由**・藤井 さやか***・花里 俊廣**

Tatsuya NUKUI, Kazuhisa OHBI, Kazuyoshi WATARI,

Sayaka FUJII and Toshihiro HANAZATO

要旨：本研究では対象地域の 67 区会を、社会・経済・土地利用等の統計データから、都市型区会および農村型区会に分類し、その運営・活動内容の規範となる規約と地域特性との関係を把握した。その結果、同一自治体でも異なる地域特性に応じて、区会の運営・活動内容等には大きな違いがあり、多様な役員構成、管理対象物を有する農村型区会に対して、都市型区会は広報・連絡など限定的な活動に留まる傾向がみられた。

キーワード：区会・自治会、区会規約、地域特性、コミュニティ

Abstract：Residents' associations are long-established foundations of support for local communities in Japan. However, with rapid urbanization and the changes in socioeconomic circumstances, these traditional organizational forms have been forced to change. In this research, we focused on 67 residents' associations in Tsukuba City, Ibaraki Prefecture and classified them into rural and urban types according to their socioeconomic characteristics and land utilization. We then clarified the characteristics of the activities engaged in by these two types of association by comparing their residents' association rules.

Key Words：residents' association, residents' association rules, regional characteristics, community

はじめに

自治会・町内会等は全国で組織され、古くから地域コミュニティの核としてあらゆる活動を引き受け、行政との結びつきも強い。また全戸加入を原則とし、その地域の全世帯に影響を持つ、という点でも NPO やボランティア活動など、他の市民活動団体とは大きく異なる(鳥越, 1994)。また農村部や都市部など地域によって、自治会・町内会等の成立過程には違いがみられ(玉野, 1993)、近年、組織率の低下や、構成員の高齢化による活動力の低下など、自治会・町内会等をとりまく状況も変化している(浅川・玉野, 2010)。自治会・町内会等を扱った研究としては、コミュニティと災害対策について論じたもの(岡西・佐土原, 2006)、自治会単位での環境保全(金・三橋・藤本, 2005)や景観問題(伊藤, 2006)に関するもの。高齢化に対応したコミュニティ活動(馬場ら, 2009)やコミュニティ活動と近隣交流に関するもの(田口・曾根, 2010)、地域コミュニティの再構築に関する課題を扱ったもの(田中, 2007)など多様な視点から多くの事例

がある。これら自治会・町内会等の組織の運営・活動内容を規定するものとして規約があり、規約は地域におけるまちづくりのための自主的ルールとしての意味を持っている(東海自治体問題研究所, 1996)。規約に関する研究事例は、日本の自治会・町内会のモデル規約と米国のネイバーフッド・アソシエーションの規約を比較したもの(大内, 1999)や、農村部での地域自治組織を事例として、規約の把握と類型化を行ったもの(吉田・中塚, 2010)などがあるが、都市域を含め今後さらに多くの地域で研究事例を積み重ねることが必要である。運営・活動内容の規範となる規約は、自治会・町内会等が位置する地域の社会・経済・文化的特性から影響を受けると考えられ、それらの関係性を把握することは、今後の地域コミュニティづくりにおける、自治会・町内会の役割や存在意義を考察する上で、有用な情報を提供するものと考えられる。そこで本研究では、都市や農村など多様な地域特性を有する自治体全域を対象として、社会・経済および土地利用に関する統計データから自治会・町内会等を分類し、それらの運営・活動の指針となる規約内容との関係を把握することを目的とする。

* 株式会社 プレイスメイキング研究所, ** 筑波大学 芸術系, *** 筑波大学 システム情報系

1. 研究の方法

1.1 対象地域

東京都心から北東約50kmに位置する、茨城県つくば市を対象とする。つくば市は、市中心部の都市域とそれらを取り巻く農村域から構成され、つくばエクスプレスの沿線開発に伴う、大規模マンションや戸建て住宅地の開発が盛んであり、また市街化調整区域での開発許可制度による住宅地開発など、都市住民の農村域への滲み出しや混住化がみられる。つくば市では自治会・町内会に相当する住民自治組織として区会が組織され、2010年現在、602区会（45,814戸）が登録されている。

表1 地域区分のための使用データ

平成22年国勢調査小地域集計(町丁・字等別集計)	
使用データ	統計表名
町丁・字境界データ(shape形式)	町丁・字等別境界データ
人口総数、世帯総数	男女別人口総数及び世帯総数
3区分(15歳未満・15~64歳・65歳以上)人口	年齢別(5歳階級、4区分)、男女別
1世帯当たり人員	世帯人員別一般世帯数
一戸建て、長屋建て、共同住宅	住宅の建て方別世帯数
農林漁業・非農林漁業・混合・非就業者の世帯	世帯の経済構成別一般世帯数
数値地図5000(土地利用・首都圏2005年)	
使用データ	細分類
田	水稲、はす、くわい等を栽培している水田等
畑・その他農地	普通畑、果樹園、桑園、茶園、その他の樹園等
樹林地	樹林地、竹林、篠地、笹地、野草地、裸地、ゴルフ場等
住宅系用途	低層住宅地、中高層住宅地等
都市的用途	商業・業務用地、工業用地、教育文化施設、公共公益施設用地

表2 地域区分のための変数と区会タイプ

区会タイプ		農村型		都市型		
区会数		34	6	22	5	
地域区分		地域1	地域2	地域3	地域4	
地域区分に使用した変数と意味		各指標からみた地域特性				
変数	意味					
社会 経済 特性	単位面積当たり世帯数(世帯/km ²)	集落規模指標	153.30	87.20	2,966.00	1,201.90
	世帯当たり人員(人/世帯)	世帯規模指標	3.06	3.00	2.19	1.73
	15歳未満の人口割合(%)	若年層指標	13.50	9.60	18.40	14.20
	15から64歳の人口割合(%)	生産人口指標	62.30	59.60	70.70	78.60
	65歳以上の人口割合(%)	高齢化指標	24.20	30.80	10.90	7.20
	一戸建割合(%)	住宅形態指標	85.70	91.10	33.20	12.60
	農林業就業者世帯割合(%)	農業依存指標	5.77	4.98	0.36	0.27
空間 特性	田(%)	農業空間指標	19.75	14.95	1.07	0.22
	畑地(%)		33.42	10.44	6.45	3.37
	樹林地(%)	自然空間指標	13.22	53.54	0.54	6.47
	住宅系用途(%)	居住空間指標	9.60	6.04	44.25	8.40
	都市的用途(%)	業務空間指標	11.93	7.95	28.36	68.75

1.2 使用データと地域区分

2011年10月に、市全域の区長に対して「日常および災害時の区会活動と情報伝達に関するアンケート調査」を実施し、同時に区会規約の提出を依頼したところ67区会の規約が得られた。全区会数に対して十分な数とは言えないが、市全域に分布しており地域特性と区会規約の関連を把握する上では適当であると判断し、分析対象とした。

最初に表1に示す平成22年国勢調査小地域集計(町丁・字等別集計)および国土地理院発行の数値地図5000(土地利用・首都圏2005年)を用い、地域区分を行った。地域区分においては、地域の社会経済的特性を示す指標として「年齢別人口」「世帯数や世帯当り人員」「住宅形態」「農林業就業者世帯」等の属人的指標に加え、人間活動を反映した空間的特性を示す指標として「土地利用」をとりあげた。その結果表2に示す12指標を変数とし、町丁字境界を分析単位として、12変数を集計した。

この時点で定住人口の無い町丁字については分析対象から除外した。次に説明変数間の相関に起因する多重共線性を避けるため、集計した町丁字ごとのデータに対して主成分分析を適用し、固有値1以上で累積寄与率80%以上となる第4主成分までを採用し主成分得点を算出した。この主成分得点をデータとして非階層的手法(k-means法)により図1のように4地域に区分した。

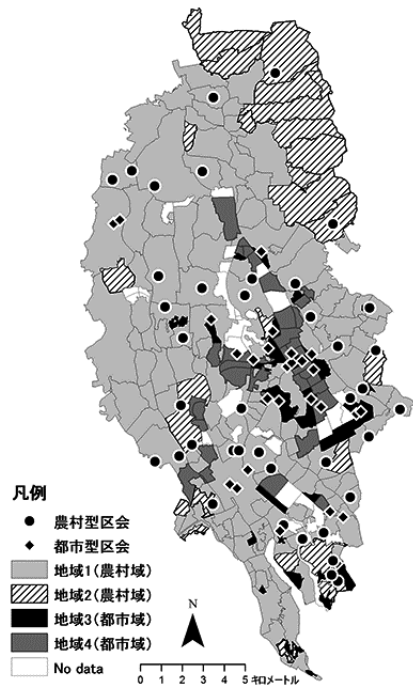


図1 地域区分と対象区会の分布

1. 3 区会分類

対象地域では区会境界についての明確なデータが存在しないため、研究対象の67区会の区長宅が位置する地域区分および都市計画上の地域指定を考慮し区会を分類した(表2)。地域1, 2は主に農業振興地域であり、地域特性として高齢者割合、一戸建て割合および農林業就業者割合が高く、田・畑などの農地面積および樹林地面積の割合が高い地域である。一方、地域3, 4は市街化区域であり、単位面積当たり世帯数が多く、一戸建て割合は低い。若年層および生産年齢層の割合が高く、住宅系用途および都市的用途の割合が高い。そこで地域1および2に立地する40区会を農村型区会、地域3および4に立地する27区会を都市型区会とした。

1. 4 分析方法

区会規約は一般的に、表3のような構成をとるが、それらをまとめ「組織と班編成および会議」「役員構成と事業内容および報酬」「資産と管理対象物」「慶弔に関する事項」「区会運営費用と会費」の点から、2つの区会タイプと区会規約内容との関係について比較検討した。

2. 結果と考察

2. 1 組織と班編成および会議

図2に一般的な区会組織の概念図を示す。「総会」は最高の議決機関であり全会員をもって構成される。その下に「役員会」が置かれ、区会によっては「班長会」「常会長会」とも呼ばれる。さらに効率的な区会運営や活動・連絡のために「班」および班をまとめた「地区会」や「常会」を設置する機会が多い。都市型、農村型共に、「総会—役員会—班」の基本的な構成は同じであるが、役員会のもとに環境や防災・防犯を扱う専門部会や委員会、事業部、執行部会等を設置する例もある。

2. 2 役員構成と事業内容および報酬

区長(会長)、副区長(副会長)、会計、班長、監事・監査は、対象とした区会に共通にみられる基本役員構成

であるが、これら以外に各区会の目的・事業内容に応じた役職を設置している区会が都市型で15区会、農村型で21区会あり、その内容を分類し役員種別ごとに規約中に明記されている区会数を表4に示した。また図3に都市型(27区会)、農村型(40区会)別に明記されている割合と区会数を示した。それによると、都市型区会では保健衛生委員や環境委員など「環境衛生」に関連する役職、また企画や広報連絡など「広報・連絡」に関する役職を置く場合が多い。一方、農村型区会では、生産組合長や農業推進委員など「農業推進」に関する役職が高い割合を示し、農村地域における区会の特色を示すものと考えられる。また「祭礼」「福祉増進」「治水・利水」など都市型区会ではみられないものもあり、都市型に比べて多

表4 区会役員構成

役員種別	任 務	人数	任期	
			都市型	農村型
区長	区会代表として区会運営を統括	1名		
副区長	区長を補佐し、場合により代理を務める	1名		
会計	出納事務の処理・帳簿書類等の管理	1~2名		1~2年が多く、再任を妨げない場合が多い。
班長	班代表として連絡調整・班内事務	班毎に1名		
監事・監査	会計・資産状況等を監査し総会に報告	1~2名		
その他役員構成 (都市型27区会のうち15区会、農村型40区会のうち21区会で設置)	役員種別	役員名・事業・業務内容	明記されている区会数	
	環境衛生	保険衛生委員・衛生組合長・環境委員・交通委員	14	5
	広報・連絡	総務部・企画・広報・連絡部・統計調査委員	12	5
	地域安全	防火・防犯・防災委員・消防団役員・消防分団長	5	8
	文化・体育	文化・体育委員	4	7
	施設管理	施設維持管理・道路管理委員・樋管責任者	2	4
	地域づくり	街づくり・地域活動委員	1	1
	農業推進	農業推進委員・生産組合長・水田利用対策委員・水田維持管理委員等	0	13
	祭礼	神社総代・檀徒総代・氏子総代・墓地管理	0	5
	福祉増進	青少年健全育成協議会委員・公民館館長・児童館館長・民生委員	0	5
治水・利水	水利組合総代・水道役員・治水組合長・土地改良区総代	0	5	

表3 区会規約の基本構成

項目	内容
名称・所在地・区域	区会の区域・名称および事務局の所在地
目的・活動・事業	区会の目的や実施する事業内容
会員・機関・組織	区会を構成する会員の資格・権利・義務、入会や脱会に関する事項、区会運営のための組織・班編成に関する事項
役員	役員構成、選出方法、任務や役割、任期等
会議	総会、役員会等の開催方法、構成員、審議事項、議決方法等
資産・会計	運営経費や資産管理に関する事項、会費徴収
その他	冠婚葬祭や慶弔に関する規定、補足、附則、雑則、施行令等

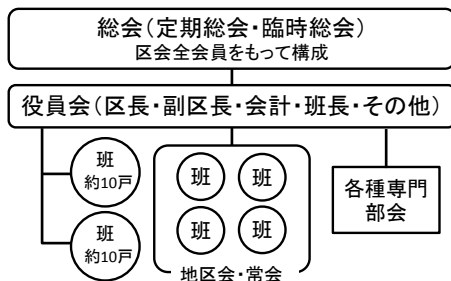


図2 区会組織

表5 役員手当(年額)の金額別集計

区長	2万円未満		2-5万円未満		5-10万円未満		10-15万円未満		15-20万円未満		20-25万円未満		25-30万円未満		30-40万円未満									
	都市型	農村型	都市型	農村型	都市型	農村型	都市型	農村型	都市型	農村型	都市型	農村型	都市型	農村型	都市型	農村型								
副区長	1万円未満		1-2万円未満		2-3万円未満		3-4万円未満		規約中に、役員手当の額が明記されていた、都市型6区会、農村型8区会について、役員別、金額別に集計した。全ての役職について記載されているわけではないので合計の区会数には、ばらつきがある。 1戸当りの金額を定める例もあり、その場合は担当する班の戸数により報酬は異なる。都市型で1区会、農村型で2区会みられた。															
副区長	都市型	0	2	1	1	3	0	1									0	0	0	0	0	0	0	
副区長	農村型	1	1	1	1	1	1	1									1	0	0	0	0	0	1	
会計	1万円未満		1-2万円未満		2-3万円未満		3-4万円未満																	
会計	都市型	0	4	1	0																			
会計	農村型	1	2	1	1																			
監事・監査	1万円未満		1-2万円未満		2-3万円未満		3-4万円未満																	
監事・監査	都市型	0	3	0	0																			
監事・監査	農村型	2	1	1	0																			
班長	5千円未満		5千-1万円未満		1-2万円未満		2-3万円未満																	
班長	都市型	0	3	1	0																			
班長	農村型	1	0	1	1																			

様である。これら役員については、一定の役員手当が支給される場合が多いが、本研究で対象とした区会のうち、役員手当の額が明記されていたものが、都市型区会で6区会、農村型区会で8区会あった。表5に示すとおり「区長手当」については農村型区会で、年30~40万円未満および年20~25万円未満の区会が1つずつあるが、他は10万円未満である。一方、都市型区会では、最高が年15~20万円未満で、他は農村型と同様に10万円未満であった。また、「副区長」、「会計」、「監事・監査」では、都市型で年1~2万円未満が最も多く、農村型の方が高い傾向がみられた。「班長」については、都市型区会で5千~1万円未満が多いが、農村型区会では5千円未満から2~3万円未満まで幅が広い。また班長の場合は1戸あたり金額を定め、担当する班数によって金額が変動する場合もある。

2.3 資産と管理対象物

区会では、集会所・自治会館・集落センター・児童館・井戸・公園・街路灯・ごみ集積所・共同墓地等の共有あるいは共用施設の維持管理、また事務用品および清掃用品類・机・テーブル・電球等の備品類の管理など、様々な資産を有しそれらを管理している。これらのうち、備品類を除き区会規約の中で管理対象物としてあげられているものを集計し、各管理対象物について規約中で明記されている区会数とその割合を表6に示した。農村型区会では「集会所・公民館等」が約63%と最も高く、次に「ゴミ置場等」が約33%、「防犯灯・街路灯」が約18%であった。都市型区会でも「集会所・公民館等」「ゴミ置場等」の割合は相対的に高いものの19%程度であり、管理対象物自体が農村型に比べて少ない。また、「井戸・調整池」、「上下水道施設」、「共同墓地」は農村型区会のみ、「植栽」は都市型区会のみにみられる項目であった。

2.4 慶弔に関する事項

慶弔に関する事項は、それ自体が区会の目的や事業として定められる場合もあり、本研究では都市型27区会の

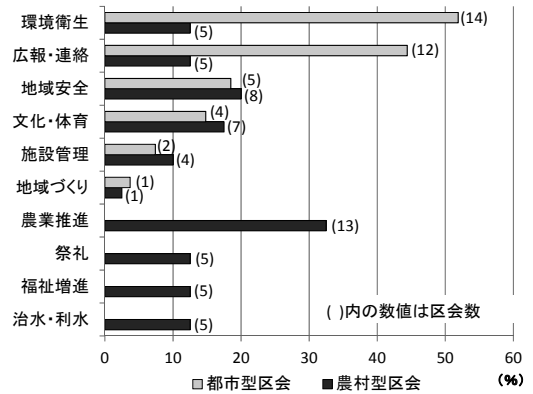


図3 その他役員の明記されている割合と区会数

表6 管理対象物および慶弔事項について明記されている区会数と割合

管理対象物	各管理対象物について明記されている区会数と割合(%)			
	都市型		農村型	
	区会数	割合	区会数	割合
集会所・集落センター・公民館等	5	18.5	25	62.5
ゴミ置場・ごみ集積所	5	18.5	13	32.5
防犯灯・街路灯	2	7.4	7	17.5
植栽	2	7.4	0	0.0
側溝・用水路等	1	3.7	3	7.5
公園・オープンスペース	1	3.7	2	5.0
防火施設・井戸・調整池	0	0.0	3	7.5
共同墓地	0	0.0	2	5.0
上下水道施設	0	0.0	2	5.0
慶弔に関する事項	各慶弔事項について明記されている区会数と割合(%)			
	都市型		農村型	
	区会数	割合	区会数	割合
弔慰金	13	48.1	14	35.0
火災災害見舞金	2	7.4	9	22.5
病氣見舞い金	2	7.4	5	12.5
出産祝い	2	7.4	4	10.0
表彰	1	3.7	0	0.0
敬老の日祝い	0	0.0	2	5.0
小学校入学・成人祝い	0	0.0	2	5.0
結婚祝い	0	0.0	1	2.5

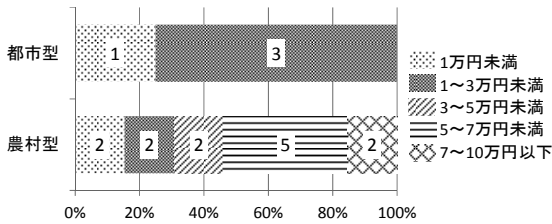


図4 区会入会金 (図中の数字は区会数)

うち14区会で、農村型40区会のうち16区会で、慶弔規定や病氣見舞金規定等の名称で規約に明記されていた。弔事としては会員やその家族等が亡くなった場合の弔慰金や供物、病氣見舞、災害見舞等、また慶事としては結婚、出産、入学、敬老等に分けられ、表6に示した。都市型区会では特に「弔慰金」の割合が高かった。農村型区会でも「弔慰金」の割合は高く、また「火災災害見舞金」や「病氣見舞金」については都市型区会より高い割合であった。さらに農村型区会では、割合は少ないが「小学校入学・成人祝い」、「敬老の日祝い」、「結婚祝い」など幅広い事項がみられた。

2.5 区会運営費用と会費

区会を運営するためには、前述の資産や管理対象物を実際に維持管理するための費用の他、光熱費、会議交際費、祭りなどの行事や親睦のための福利厚生費、役員手当等の役員活動費、慶弔に関する見舞い金、祝い金等が必要である。その運営資金としては、つくば市からの補助金¹⁾、区会への入会金および会員会費、寄付金や集会所使用料収入等の区会活動に伴う収入があり、中でも入会金や会費は各区会が独自にその金額を決定するものである。入会金については本研究対象区会のうち、都市型4区会、農村型13区会で金額が明記されており、図4に金額割合を示した。都市型区会では、最高額が1万円であったが、農村型区会では約70%が3万円以上であり、最高額は10万円であった。前述のように農村型区会では集会所、自治会館、集落センターなどの大型施設を保有する割合が高く、建設時には分担金として住民が相応の負担をしている場合が多い。そのため新規入会者にも入会金として同等の負担を課す場合や、改築費としての積み立て、また補修費等として徴収されることもあり高額になりやすい。次に会員会費は世帯単位で徴収され、都市型17区会、農村型25区会でその金額が明記されていた。1世帯当たりの年会費の割合を図5に示す。都市型区会では5千円未満が半数以上を占め、1万円未満の割合は約76%であった。農村型区会でも同様に1万円未満が70%を超えているが、5千円未満の割合は都市型よりも低かった。

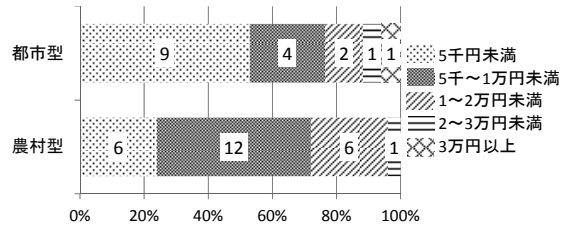


図5 1世帯当たりの区会年会費 (図中の数字は区会数)

2.6 区会加入率からみた特徴

区会加入率は、平成22年国勢調査による世帯数に対する、市調査による区会加入世帯数の割合として算出した。市全体の平均で52.2%であった。

都市型区会の位置する地域では、マンションや集合住宅居住世帯が多く、一戸建住宅の割合は低い。これらの地域では人口は増加傾向にあるものの、区会加入率は地域3で約48%、地域4では約12%と非常に低い。農村型区会のように地域産業を通じて、構成員同士が共通の問題意識を持つことは難しく、結果として市役所からのお知らせを回覧するなど、限定的な活動に留まる傾向にある。一方、マンション等では、建物や共有地・共有施設の維持管理のために設立される管理組合が、実質的に区会活動を担っている例も多く、例えば千葉市では「地域活動を行うことについて規約に明記されていること」など、一定の要件を備えた管理組合を自治会と同様に取り扱っている(祐宜, 2015)。しかし、本研究の対象地域ではそのような制度は無い。

一方、農村型区会では、地域1で区会加入率は79.8%、地域2で92.8%と非常に高いが、同時に65歳以上の高齢者人口割合も高く、都市型区会に比べて少子高齢化が顕著である。農村型区会が位置する市街化調整区域では、都市計画法に基づく開発許可制度等による住宅の立地が、一定の人口を確保するために寄与している面はあるが、ほとんどは非農家の住宅であり、加入時の負担金額の高さを考えると、区会加入者の増加に繋がるとは考えにくい。さらに市全域での農家数は1975年の10,887戸から、2000年では7,912戸、2010年では3,878戸と減少し(つくば市, 2016)、農林業就業者世帯割合は地域1で5.8%、地域2で5%程度に過ぎず、農業を通じた地域と区会との関係にも変化が生じていると考えられる。

おわりに

表7に都市型区会および農村型区会の規約内容の特徴をまとめた。自治会・町内会等の組織率の低下や高齢化は全国的な傾向ではあるが、本研究対象地域では、同一

表7 都市型および農村型区会の規約内容の特徴

	都市型区会	農村型区会
地域の特徴 (区会が属する地域区分の平均的特徴)	・マンション、集合住宅が多い ・住宅系用途、都市的用途の割合が高い ・区会加入率は低い	・戸建て住宅割合が高い ・高齢者割合が高い ・農地、樹林地割合が高い ・区会加入率は高い
事業内容	・環境整備・広報、連絡調整と意見要望とりまとめ	・農業推進・祭礼行事、地域安全、文化体育・共用施設運営管理
組織	・総会－役員会一班	・総会－役員会一班
特徴的な役員種別	・環境衛生、広報連絡、地域安全、文化体育など	・農業推進に関するものが多い ・地域安全、環境衛生、文化体育、祭礼など多種類
役員手当	・区長(15～20万円未満が1区会で、他は10万円未満) ・会計、監事、監査(1～2万円未満が多い)	・区長(20万円以上が2区会、他は10万円未満) ・会計、監事、監査(1万円未満から3～4万円未満まで幅広い)
管理対象物	・集会所、ゴミ集積所、防犯灯・公園、オープンスペースなど ・管理対象物が少ない	・集会所、集落センター、ゴミ集積所、防犯灯の割合が高い ・共同墓地、井戸、調整池、水道施設、用水路等、多種類
慶弔事項	・弔慰金の割合が高い	・弔慰金の割合が高いが、火災災害見舞金、病氣見舞金、出産祝いなど多種類
区会運営費用	・入会金(最高額:1万円) ・会費(1万円未満が76%)	・入会金(最高額:10万円、3万円以上が70%) ・会費(1万円未満が70%)

自治体でも社会経済・土地利用・高齢化率等の異なる地域特性に応じて、規約から読み取れる活動・運営内容には大きな違いがみられた。

農村型区会では、農業推進を中心に地域安全や祭礼など多様な事業を展開し、管理対象物としては集会所・集落センターの割合が特に高かった。慶弔事項では弔慰金のほか、病氣見舞金や出産祝い、結婚祝いなど多様であった。役員手当や区会入会金、年会費などはいずれも農村型区会の方が高い傾向にあった。一方、都市型区会では事業内容として、環境衛生や広報・連絡に関するものが突出しており、管理対象物は、集会所・集落センターとゴミ置場が同程度の割合であった。慶弔事項では弔慰金の割合が非常に高かった。また農村型区会の位置する地域に比べて、都市型区会の位置する地域では区会加入率が低かった。一般に管理対象物が少なく、広報や連絡などの事業に特化する傾向が強い都市型区会であるが、一部の区会では公園や植栽管理などの活動が規約内容から確認できた。このように規約内容を精査することは、地域コミュニティの活動内容や状態を把握する上で、有用な情報を与えてくれる。調査対象の都市域では区会加入率が低かったが、今後、地域防災や高齢化、環境保全など住民の自助・共助が必要とされる場面では、区会の果たす役割が大きくなると考えられ、それに応じた規約内容の検討も必要である。

謝辞

本研究は2011年10月に、インテル株式会社研究寄付金による「日常および災害時の区会活動と情報伝達に関するアンケート調査(研究代表者 筑波大学 藤井さやか)」の研究助成を受けて実施したものである。調査に当たり、つくば市市民部市民活動課および区会役員の皆様には大変お世話になりました。ここに記してお礼申し上げます。

補注

1) 市から区会への補助金は、区会連合会を通じ区会業務委託科(基本割十戸数割)として支給される。1区会あたり基本割が年間5万円、戸数割が(戸建ての場合1,900円/戸、集合住宅の場合1,200円/戸)×戸数、である。

引用文献

馬場麻衣・馬場昌子・岡俊江・桜井康宏(2009)高経年マンションにおける居住者の自主的コミュニティ活動に関する研究—枚方市労住まきのハイツにおけるケーススタディ。日本建築学会計画系論文集, No. 641, 1623～1629.

伊藤修一郎(2006)自治体発の政策革新—景観条例から景観法へ。木鐸社, 東京, 289pp.

金俊豪・三橋伸夫・藤本信義(2005)自治会(集落)単位での河川流域環境の保全・活用の取り組み—那珂川中流域における河川流域環境の保全・活用に関する研究—。農村計画論文集, No. 7, 91～96.

祢宜秀之(2015)管理組合と自治会の関係についての一考察。マンション学, No. 51, 69～75.

岡西晴・佐土原聡(2006)地域防災力向上のための自治会町内会における地域コミュニティと災害対策に関する調査研究—横浜市内の自治会町内会を対象としたアンケートに基づく考察。日本建築学会計画系論文集, No. 609, 77～84.

大内田鶴子(1999)草の根の自治の技術—自治会・町内会規約の考察—。社会学評論, 49(4), 513～530.

田口横子・曾根陽子(2010)コミュニティ形成に果たすグループ活動とキーパーソンの役割—1960年代のミニ開発住宅地における近隣交流に関する研究—その3—。日本建築学会計画系論文集, No. 648, 343～351.

玉野和志(1993)近代日本の都市化と町内会の成立。行人社, 東京, 297pp.

田中逸郎(2007)NPOと自治会等地域型団体の協働による地域コミュニティ再構築の諸要件。コミュニティ政策, No. 5, 98～120.

東海自治体問題研究所(1996)町内会・自治会の新展開。自治体研究社, 東京, 296pp.

鳥越皓之(1994)地域自治会の研究。ミネルヴァ書房, 京都, 298pp.

つくば市(2016)統計つくば。つくば市, 茨城, 123pp.

吉田直史・中塚雅也(2010)地域自治組織の規約の類型と活動展開。農村計画学会誌, 28(4), 420～425.